

# 一般社団法人射水市観光協会定款

平成24年4月1日

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人射水市観光協会（以下「協会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を富山県射水市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 協会は、射水市の観光振興に係る指針を基に、射水市の観光資源の発掘・発信、観光客の誘致及び観光施設の整備を図り、地域に根ざした観光事業の健全な発展を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光客誘致促進のための観光資源の発掘・発信
- (2) 射水ブランドをはじめとする特産物等の宣伝・普及
- (3) 観光振興のためのイベント等の実施・協力
- (4) 観光関連事業者や市民の「おもてなし力」向上のための研修
- (5) 観光関係団体との連携
- (6) 観光振興に関する調査・研究及び情報の収集・発信
- (7) 観光関連施設の管理
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

## 第3章 会員

### (構成員)

第5条 協会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 名誉会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（資格の取得）

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 正会員は、社員総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

（任意の退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会で第18条第2項に定める決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散若しくは破産したとき。

（会費等の不返還）

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催日の2週間前までに、文書をもって通知する。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等の支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任できる。この場合においては、当該正会員の代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、その者は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設置)

第21条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以上5名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 20名以上25名以内（会長、副会長及び専務理事を含む。）

(5) 監事 2名

2 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員（法人及び団体にあっては、その役員又は職員）及び観光に関し識見のある者の中から選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（顧問及び参与）

第27条 協会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会の運営に関することについて、会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、協会の会議に参加して意見を述べることができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計等

### (事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第35条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、毎事業年度終了後3か月以内に開催する定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第36条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

### (資産の管理)

第37条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て定める。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第38条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、次の職員を置き、会長が任免する。

(1) 事務局長 1名

(2) 職員 若干名

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第40条 協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属等)

第41条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

2 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第42条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この協会の最初の会長は、八嶋佑二とする。